

桑折町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 桑折町は、ふくしま創生総合戦略及び桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の桑折町内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う桑折町地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、桑折町に移住する見込みの者が、地方就職学生支援金（以下、支援金という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。

2 当該支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の金額は、8,000円とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合、交通費の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、8,000円を上限とする。
- (2) 就業先企業が就職活動に係る交通費の一部を負担している場合、交通費から当該支援金等を控除した額の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、8,000円を上限とする。

(交付回数)

第3条 一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次に掲げる全ての要件に該当する者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則学部4年生以上）し、当該大学を卒業する

見込みであること。

- (イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 福島県内に所在する企業に就職することが内定していること。（ただし、大学の卒業年度の6月1日以降の採用選考（オンラインを除く。）で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。）

- (イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、桑折町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) 申請日の属する年度の前年度において、申請者及び同一世帯の者全員が、納付すべき市町村民税等の滞納がないこと。

- (エ) その他福島県及び桑折町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が福島県内に所在すること。

- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 前記ア(ア)の地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 採用選考に係る移動方法に関する要件

鉄道、軌道、バス、航空機又は船舶等、所定の運賃の支払いを要する公共交通機関を利用した移動に限る。

(交付の申請)

第5条 申請者は、次に定める必要な書類（該当のない場合を除く。）を桑折町長に提出すること。

(1) 桑折町地方就職学生支援金交付申請書（第1号様式）

(2) 内定証明書（第2号様式）

(3) 交通費の領収書等

(4) 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

(5) 在学証明書（卒業学年であることを確認できる書類）

(6) 住民票等（移住元の住所を確認できる書類）

(7) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）

(8) 申請日の属する年度の前年度に市町村が発行する納税証明書等

(交付決定の通知)

第6条 桑折町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「桑折町地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書」（第3号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「桑折町地方就職学生支援金交付申請却下通知書」（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を受けた申請者は、速やかに桑折町長へ「桑折町地方就職学生支援金請求書」（第5号様式）を提出すること。

2 前項の限りにおいて、交付決定を行った申請者に対しては、「桑折町地方就職学生支

援金交付申請書」の提出があった日から3か月以内に支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「桑折町地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願」(第6号様式)(以下「再交付願」という。)を桑折町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 桑折町長は、第8条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「桑折町地方就職学生支援金交付決定兼確定通知書(再交付)」(第7号様式)により、当該申請者に交付する。

(交付申請の取り下げ)

第10条 第5条に規定する支援金の交付申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を桑折町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第11条 福島県及び桑折町は、福島県地方就職学生支援事業及び桑折町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県地方就職学生支援事業及び桑折町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 支援金の受給者は、就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞そうとする場合、転入日から5年を経過する日までの間に桑折町から転出しようとする場合、又はその他支援金の支給要件に関し変更が生じる場合は、変更内容等報告書(様式第8号)を桑折町長に提出しなければならない。

(返還請求)

第12条 桑折町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び桑折町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であること又は居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に桑折町に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

オ 転入日から3年に満たない期間において桑折町から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に桑折町から転出した場合

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、福島県と桑折町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。